

# 小牧市地域防災計画の修正要旨

## I 地域防災計画修正の根拠

市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

## II 愛知県の実施に係る修正事項

### 1 南海トラフ地震発生時における広域受援体制の確保に係る修正

- ・南海トラフ地震発生時に、国からの支援を迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するために愛知県が策定した「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」を踏まえ、災害応急対策の編に「南海トラフ地震の発生時における広域受援」に係る節を新設するとともに、道路施設の応急復旧におけるタイムラインに係る記載を追加するなど、必要な修正を行う。（p 3～4）

### 2 災害からの迅速な復旧・復興に伴う修正

- ・第4編の名称を「災害復旧」から「災害復旧・復興」に変更する。
- ・罹災証明書の交付の支援、市税の減免、住宅・労働に関する相談などの記載を整理・充実し、被災者等の生活再建に係る章の名称を「被災者等の再建等の支援」に変更するなど、必要な修正を行う。（p 5）
- ・また、被災した中小企業、農業者の早期の事業再開を支援するため、事業資金の融資や関係団体等の支援情報の提供等の記載を整理・充実し、「商工業・農業の再建支援」に係る章を新設するなど、必要な修正を行う。（p 6）

## III 防災基本計画・愛知県地域防災計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項

### 3 土砂災害への対策の強化に伴う修正

- ・広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえ、災害予防の編の土砂災害防止対策に係る章の名称を「土砂災害等予防対策」として整理するとともに、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を活用した避難勧告の発令範囲の設定や、避難準備情報の発令による自主的な避難の促進などの対策を追加するなど、必要な修正を行う。（p 7～10）

### 4 業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化に伴う修正

- ・市及び県が業務継続計画を策定する際に、少なくとも定めておくべき事項として、電気・水・食料等の確保や非常時優先業務の整理等を記載するなど、必要な修正を行う。（p 11）

## **5 実働組織間の活動調整に係る記載の修正**

- ・活動エリア・内容・情報通信手段等について情報共有及び活動調整等を行うため、災害現場で活動する警察・消防・自衛隊等において合同調整所を設置することなど、必要な修正を行う。(p 1 2)

## **6 水防法の改正に伴う修正**

- ・水防法が一部改正され、洪水、雨水出水等に係る最大規模を想定した浸水想定区域の指定が規定されたことなどに伴い、災害予防の編における「浸水想定区域における対策」に係る節を新設するなど、必要な修正を行う。(p 1 2～1 3)

## **7 その他軽微な修正**

- ・尾張中北消防指令センター供用開始に伴う語句の修正。
- ・章立て、文章などを愛知県地域防災計画の修正と合わせた。

## II\_1 南海トラフ地震発生時における広域受援体制の確保に係る修正

### 【主な修正箇所】

地震編 第2編 第9章  
第3編 第4章、第8章

### 【新旧対照表】

地震編 p9、13、16

#### 地震編 第2編第9章 第2節「広域応援体制の整備」

現行（平成27年11月修正）	改正案
<p><b>第2節 広域応援体制の整備</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p><u>(2) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</u> (追加)</p> <p>市は、<u>大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。</u> (追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第2節 広域応援体制の整備</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p><u>(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</u> <u>ア 防災活動拠点の確保等</u></p> <p>市は、<u>円滑に県内外からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 南海トラフ地震等発生時の受援計画</u></p> <p><u>南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料供給、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。</u></p> <p><u>市及びその他の防災関係機関は、県が策定した国の活動に対応した受援計画に基づき、必要な準備を進める。</u></p> <p><u>なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。</u></p> <p><u>ウ 訓練、検証等</u></p> <p><u>市は、県が作成した広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</u></p>

#### 地震編 第3編第4章 新第6節「南海トラフ地震の発生時における広域受援」

現行（平成27年11月修正）	改正案
<p>(追加)</p>	<p><b>第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</b></p> <p><b>1 市、県、防災関係機関における措置</b></p> <p><u>南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対</u></p>

	<p>し、<u>応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。</u></p> <p><u>市は、県及び防災関係機関と連携して、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。</u></p> <p>(1) <u>緊急輸送ルートの確保</u></p> <p><u>被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動</u></p> <p>(2) <u>救助・救急、消火活動</u></p> <p><u>あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動</u></p> <p>(3) <u>災害医療活動</u></p> <p><u>全国から派遣されたDMAT等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動</u></p> <p>(4) <u>物資調達</u></p> <p><u>国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動</u></p> <p>(5) <u>燃料供給</u></p> <p><u>災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動</u></p>
--	--

**地震編 第3編第8章 第3節「緊急輸送道路の確保」**

現行（平成27年11月修正）	改正案
<p><b>第3節 緊急輸送道路の確保</b></p> <p><b>2 市における措置</b></p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能の確保</p> <p>(追加)</p> <p>管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p>	<p><b>第2節 道路施設対策</b></p> <p><b>2 市における措置</b></p> <p>(2) <u>道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保</u></p> <p><u>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u></p> <p><u>イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意して確保に努めるものとする。</u></p>

## Ⅱ\_2 災害からの迅速な復旧・復興に伴う修正

### 【主な修正箇所】

風水害・原子力等編 第4編 第1章、新第4章の新設 ※ 地震編にも同様の記載あり

### 【新旧対照表】

風水害・原子力等編 p 28～30 地震編 p 22～23

風水害・原子力等編 第4編第1章 第1節「義援金その他資金等による支援」、第2節「住宅等対策」

現行（平成27年11月修正）	改正案
<p><b>第1節 義援金その他資金等による支援</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>義援金品及び「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。</p> <p>（追加）</p> <p>（2）災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け</p> <p>（略）</p> <p>（追加）</p> <p>（1）義援金品の募集・受付・配分</p> <p>（略）</p>	<p><b>第2節 被災者への経済的支援等</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>義援金品及び「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。</p> <p>（1）被災者生活再建支援金の支給申請書の受付</p> <p>市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。</p> <p>（2）災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け</p> <p>（略）</p> <p>（3）市税等の減免等</p> <p>市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。</p> <p>（4）義援金品の募集・受付・配分</p> <p>（略）</p>
<p><b>第2節 住宅等対策</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>（1）災害公営住宅の建設</p> <p>自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。</p> <p>（2）被災住宅等の復旧相談</p> <p>被災した住宅・建築物の所有物に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効果的かつ効果的な再建を支援する。</p>	<p><b>第3節 住宅等対策</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>（1）災害公営住宅の建設</p> <p>自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。</p> <p>（2）相談窓口の設置</p> <p>相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。</p>

## 第4編 災害復旧・復興

### 第4章 商工業・農業の再建支援

#### ■ 基本方針

- 被災した中小企業、農業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

#### ■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 商工業の再建支援	市	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置
第2節 農業の再建支援	市	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 施設復旧

#### 第1節 商工業の再建支援

実施担当	商工振興課、企業立地推進課
------	---------------

##### 1 市における措置

###### (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

#### 第2節 農業の再建支援

実施担当	農政課
------	-----

##### 1 市における措置

###### (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農業に関する相談窓口を設置する。

###### (2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農業者又は農業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

###### (3) 施設復旧

第1章 公共施設等災害復旧対策 参照

### Ⅲ\_3 土砂災害への対策の強化に伴う修正

#### 【主な修正箇所】

風水害・原子力等編 第2編 新第3章、第8章、第3編 第2章

#### 【新旧対照表】

風水害・原子力等編 p6～8、12、15、16

#### 風水害・原子力等編 第2編新第3章 基本方針、主な機関の措置

現行（平成27年11月修正）	改正案
<p>(追加) ※第2章及び第6章に記載されている内容を整理</p> <p><b>(第6章 地盤災害の予防)</b></p> <p>■基本方針</p> <p>○ <u>降雨により発生する地すべり・がけ崩れ・山崩れ等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、土地利用の適正な規制、指導を行う。</u></p> <p>○ <u>市は、県から提供される土砂災害危険箇所や地盤沈下地域を的確に把握し、市地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させる等県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。</u></p> <p><b>(第2章 水害予防対策)</b></p> <p>■基本方針</p> <p>○ <u>山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。なお、推進を図る上で、自力避難が困難な避難行動要支援者の人命保護が重要である。</u></p> <p>○ <u>集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、国及び県と連携をとりながら砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。また、土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒区域等の指定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。</u></p>	<p><b>第3章 土砂災害等予防対策</b></p> <p>■基本方針</p> <p>(削除)</p> <p>○ <u>市は、県から提供される土砂災害危険箇所や山地災害危険地区を的確に把握し、市地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させる等県との連携を強めて土地利用の適正誘導を図るとともに、避難警戒体制を整備する。</u></p> <p>○ <u>山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。</u></p> <p>○ <u>推進を図る上で、自力避難が困難な避難行動要支援者の人命保護が重要である。</u></p> <p>○ <u>集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊等による災害から人命・財産を守るため、国及び県と連携をとりながら砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を推進する。</u></p>

**(第6章 地盤災害の予防)**

**■ 主な機関の措置**

区分	機関名	主な措置
第1節 土地利用の 適正誘導	(略)	(略)
第2節 宅地造成の 規制誘導	市	(1) 宅地造成工事規制区域 (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パ トロール
第3節 土砂災害の 防止	市	1 (1)～(2) (略) 1 (3) <u>ハザードマップ</u> の作 成及び周知
(追加)	(追加)	(追加)
(追加)	(追加)	(追加)
(追加)	(追加)	(追加)
第4節 被災宅地危 険度判定の 体制整備	(略)	(略)

**■ 主な機関の措置**

区分	機関名	主な措置
第1節 土地利用の 適正誘導	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)
第2節 土砂災害の 防止	市	1 (1)～(2) (略) 1 (3) <u>小牧市防災ガイドブック</u> の作 成及び周知
第3節 砂防対策	中部地方 整備局、 県、市	1(1) 砂防事業 1(2) 急傾斜地崩壊対策事業 1(3) 総合土砂災害対策
第4節 治山対策	中部森林 管理局、 県	1(1) 復旧治山事業 1(2) 予防治山事業 1(3) 保安林整備事業 1(4) 地域防災対策総合治山事業 1(5) 水源地域整備事業 1(6) 共生保安林整備事業
第5節 要配慮者利 用施設に係 る土砂災害 対策	県、市	1(1) 施設管理者等に対する情報の 提供 1(2) 施設管理者等に対する防災知 識の普及
	市	2 施設管理者に対する連絡体制の 確立
	要配慮者 利用施設	3 社会福祉施設等における対策
第6節 宅地造成の 規制誘導	市	1(1) 造成宅地防災区域 1(2) 宅地危険箇所の防災パトロー ル
第7節 被災宅地危 険度判定の 体制整備	(略)	(略)



風水害・原子力等編 第2編第8章 第3節「避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成」

現行（平成27年11月修正）	改正案
<p><b>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) マニュアルの作成 (追加)</p>	<p><b>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p><u>カ 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること</u></p> <p><u>(イ) 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること</u></p>

風水害・原子力等編 第3編第2章 基本方針、第2節「避難の勧告・指示」

現行（平成27年11月修正）	改正案
<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>(追加)</p>	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p><u>○ 避難準備情報の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。</u></p>
<p><b>第2節 避難の勧告・指示</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) <u>避難の指示</u></p> <p>(追加)</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。</p> <p>なお、当該災害の発生により、市長が避難のための立退き勧告等の事務を全部又は大部分実施できないときは、災害対策基本法第60条第5項の規定に基づき、知事が市長に代わってその事務を実施するものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第2節 避難の勧告・指示</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) <u>避難のための準備情報・勧告・指示</u></p> <p><u>ア 避難勧告・避難指示</u></p> <p><u>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。</u></p> <p><u>その他、河川管理者等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。</u></p> <p>なお、当該災害の発生により、市長が避難のための立退き勧告等の事務を全部又は大部分実施できないときは、災害対策基本法第60条第5項の規定に基づき、知事が市長に代わってその事務を実施するものとする。</p> <p><u>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設</u></p>

<p>(追加)</p> <p><u>また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者に早めの段階で避難行動を求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</u></p> <p><u>また、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備情報の提供に努める。</u></p> <p>イ <u>避難準備情報</u></p> <p>一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、<u>避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</u></p> <p><u>また、必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難所を開設する。</u></p> <p>ウ <u>屋内避難</u></p> <p>周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</p> <p>エ <u>対象地域の設定</u></p> <p><u>避難準備情報や避難勧告・指示等を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</u></p> <p>オ <u>事前の情報提供</u></p> <p><u>避難勧告や指示等に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。</u></p>
--	--

**Ⅲ\_4 業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化に伴う修正**

**【主な修正箇所】**

風水害・原子力等編 第2編 第7章 ※ 地震編にも同様の記載あり

**【新旧対照表】**

風水害・原子力等編 p9 地震編 p5

**風水害・原子力等編 第2編第7章 「防災施設・設備及び災害用資機材の整備」**

現 行 (平成 27 年 11 月修正)	改 正 案
<p>(追加)</p> <p><b>1 市、防災関係機関における措置</b></p> <p>(追加) ※第1章第1節に記載されている内容を整理</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>(第1章 防災協働社会の形成推進)</b></p> <p><b>(第1節 防災協働社会の形成推進)</b></p> <p><b>(1 市における措置)</b></p> <p>(3) 業務継続計画の策定</p> <p>市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</p> <p>また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。</p> </div>	<p><b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b></p> <p><b>1 市、防災関係機関における措置</b></p> <p>(3) 公的機関の業務継続性の確保</p> <p>ア 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。</p> <p>また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</p> <p>イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。</p> <p>①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</p> <p>②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</p> <p>③電気・水・食料等の確保</p> <p>④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</p> <p>⑤重要な行政データのバックアップ</p> <p>⑥非常時優先業務の整理</p>

### Ⅲ\_5 実働組織間の調整に係る記載の修正

#### 【主な修正箇所】

風水害・原子力等編 第3編第5章 ※ 地震編にも同様の記載あり

#### 【新旧対照表】

風水害・原子力等編 p 19 地震編 p 14

風水害・原子力等編 第3編第5章 第1節「救出・救助活動」

現行（平成27年11月修正）	改正案
<p><b>第1節 救出・救助活動</b> (追加)</p>	<p><b>第1節 救出・救助活動</b> <b>3 合同調整所の設置</b> 災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。 また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)や緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。</p>

### Ⅲ\_6 水防法の改正に伴う修正

#### 【主な修正箇所】

風水害・原子力等編 第2編第2章

#### 【新旧対照表】

風水害・原子力等編 p 4、5

風水害・原子力等編 第2編第2章 基本方針、新第3節「浸水想定区域における対策」

現行（平成27年11月修正）	改正案
<p>■ 基本方針 (追加)</p>	<p>■ 基本方針 ○水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。</p>
<p>(追加)</p>	<p><b>第3節 浸水想定区域における対策</b> <b>1 洪水浸水想定区域の指定</b> (1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。 (2) 市町村への情報提供 中部地方整備局及び県は、洪水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の洪水ハザード</p>

(追加)

## 2 市における措置

- (1) 浸水想定区域  
(略)

- (2) 小牧市防災ガイドブック (仮) の配布

市は、平成27年度に作成する小牧市防災ガイドブック (仮) において市民に対して適切な情報提供を行うとともに、風水害に対する防災意識啓発を行う。

マップ (防災マップ) 作成を支援する。

### ○ 洪水予報を行う河川

国土交通大臣指定	木曾川 (中流・下流)、長良川 (下流)、庄内川、矢田川、矢作川、豊川、豊川放水路
愛知県知事指定	新川、天白川、日光川、境川、逢妻川 (5河川)

### ○ 水位情報を周知する河川

愛知県知事指定	八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川 (23河川)
---------	--

## 2 雨水出水浸水想定区域の指定

### (1) 区域の指定

県又は市は、水防法に基づき、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

### (2) 市町村への情報提供

県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の雨水出水ハザードマップ (防災マップ) 作成を支援する。

## 3 市における措置

- (1) 洪水浸水想定区域  
(略)

- (2) 小牧市防災ガイドブックの配布

市は、小牧市防災ガイドブックにおいて市民に対して適切な情報提供を行うとともに、風水害に対する防災意識啓発を行う。

